

保護者のみなさまへ

喜界町教育委員会

就学援助制度のご案内

1 制度の目的

喜界町では、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、前々年の所得状況（令和4年度市町村民税課税状況等）などをもとに審査を行い、認定された場合には、学用品費・通学用品費等を援助しています。

※ 学校給食費は、本町の独自施策として保護者負担はありません。

※ 生活保護を受給されている世帯や、特別支援教育就学奨励費を受給する児童生徒は、対象となりません。

2 申請について

すべての方から就学援助申請の意思確認をしておりますので、申請されない方も別紙の「就学援助申請意思確認書」を提出してください。（入学前支給ですでに結果の通知を受けている児童生徒については、提出不要です。）援助を申請する方は、「就学援助申請書（委任状兼振込依頼書）」、「通帳の写し（口座番号が記載されているページの写し）」を併せて提出してください。なお、援助を申請する方で、当該年の1月1日時点で喜界町に住民登録がない方は、住民登録地における所得課税証明書を提出する必要があります。

本紙裏面に「就学援助申請書（委任状兼振込依頼書）」の記入例を記載してあります。

指定期日までに、お子様が就学する学校へ提出してください。

3 就学援助を受けることができる方

喜界町内に住所を有し、町内の小・中学校に在学する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方です。内縁や事実婚である者、単身赴任や同居の世帯分離についても、世帯に含めて判定します。

- (1) 生活保護が停止または廃止になった
- (2) 市町村民税が非課税、または、均等割のみの世帯（所得割が課せられていない世帯）
- (3) 個人の事業税が減免されている
- (4) 固定資産税が減免されている
- (5) 国民年金保険料が免除、もしくは国民健康保険税が減免または徴収猶予されている
- (6) 児童扶養手当を受給している
- (7) 新たに生活福祉資金の貸付を受けた
- (8) 職業安定所（ハローワーク）登録の日雇労働者である
- (9) 上記に該当しないが、経済的に困難または特別な事情がある

4 就学援助の内容

支給内容	支給金額				支給予定時期
	小学校		中学校		
学用品費	学 年	1 ～ 6 年生	学 年	1 ～ 3 年生	7 月頃から随時
	支給額	11, 630円	支給額	22, 730円	
通学用品費	学 年	2 ～ 6 年生	学 年	2 ～ 3 年生	7 月頃から随時
	支給額	2, 270円	支給額	2, 270円	
新入学学用品費 (入学前及び 4 月認定の新 1 年 生が対象)	学 年	1 年生のみ	学 年	1 年生のみ	入学前の 3 月下 旬頃から
	支給額	54, 060円	支給額	63, 000円	
日本スポーツ振興センター 災害共済掛金	掛金を免除し、喜界町が日本スポーツ振興センターに支払				

【連絡先】喜界町教育委員会総務課 0997-65-3681

(別紙)

就学援助申請意思確認書

私は、就学援助について

1 申請します 2 申請しません ※ 該当する番号を丸で囲んでください。

「1 申請します」を選択された方が学校に提出する書類

① 就学援助申請意思確認書

② 就学援助申請書（委任状兼振込依頼書）

③ 通帳の写し（口座番号が記載されているページの写し）

④ 所得課税証明書（当該年1月1日時点の住民登録地が喜界町以外の方）

「2 申請しません」を選択された方が学校に提出する書類

① 就学援助申請意思確認書

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

学 校 名 _____ 学校 _____

学年 児童生徒名 _____

学年 児童生徒名 _____

学年 児童生徒名 _____

学年 児童生徒名 _____

学年 児童生徒名 _____

学年 児童生徒名 _____

学年 児童生徒名 _____

[留意事項]

- 1 兄弟姉妹がそれぞれ小学校・中学校に就学している世帯は、それぞれの学校に提出してください。
- 2 兄弟姉妹が同じ学校に就学している世帯の提出資料は、各1部になります。
- 3 指定する提出期限までに学校へ提出してください